

軽費老人ホーム・ケアハウス横尾

重要事項説明書



軽費老人ホーム・ケアハウス横尾 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 平成会
法人所在地	長崎市横尾3丁目26番1号
代表者氏名	理事長 久保 勘一郎
電話番号	095-855-4141
設立年月日	平成3年 5月 29日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム・ケアハウス横尾
施設の所在地	長崎市横尾3丁目26番2号
施設長名	本田 英美
電話番号	095-855-1151
FAX番号	095-857-0773
開設年月日	平成 6年 4月 1日
交通の便	横尾中央バス停より徒歩で5分
火災保険加入先	東京海上日動火災

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、60歳以上の一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての構造を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居住サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。 ※身元保証人がいない方でも入居できる場合がありますので、ご相談ください。
施設の運営方針	入居者がその人らしく安心できる生活が送られるよう、身体、精神面における個別支援を行ない、心身ともに『快適な住環境』を目指す。

4. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	介護支援専門員・介護福祉士	1名		施設管理全般等	1名
生活相談員	社会福祉士	1名		生活援助業務等	1名
介護職員	介護福祉士	3名	1名	日常生活支援、相談等	4名
管理栄養士	管理栄養士	1名		献立作成等	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	0名		ケア計画作成等	0名
調理員	調理師	4名	2名	調理業務	6名
用務員			1名	清掃業務等	1名
事務職員			1名	事務業務	1名

(令和6年4月1日現在)

5. 主な職員の勤務体制

職 種	勤務体制
施 設 長	7:30～16:30、8:30～17:30、9:00～18:00、9:30～18:30
生 活 相 談 員	7:30～16:30、8:30～17:30、9:00～18:00、9:30～18:30
介 護 職 員	7:30～16:30、9:00～18:00、9:30～18:30、9:00～16:00
用 務 員	9:00～16:00
管 理 栄 養 士	8:30～17:30、9:00～18:00、9:00～17:00
調 理 員	5:30～14:30、6:30～15:30、9:00～18:00、9:30～18:30
	9:00～17:00、10:00～17:00
事 務 職 員	8:30～17:30、9:00～18:00

6. 設備概要

入 居 定 員	50名
規 模 ・ 構 造	鉄筋コンクリート3階建
主 な 施 設	・エレベーター設置 ・全館ナースコール及び放送設備 ・大食堂 ・浴室(一般浴) ・趣味の工作室 ・スプリンクラー設備 ・お作法用和室 ・だんらん用12畳和室 ・図書娯楽室 ・地域開放型の陶芸工房(百年窯) ・花壇など
居 室	・洋室タイプ(4室) ・和室タイプ(46室) ・全室個室 ・冷暖房完備 ・洋式トイレ ・ミニキッチン ・IHヒーター ・冷蔵庫付 ・洗面台 ・電話設置可

7. 施設のサービス概要

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 7:45～8:45 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30 <u>但し、事業者判断で食事時間が変更になることもあります。</u>
入 浴	・年間を通じて週7回の入浴を行います。(1月1日を除く) - 入浴時間 : 毎日 13:30 ～ 16:30 まで 不定期(月・水・金) 18:30 ～ 20:00 まで <u>但し、事業者判断で入浴時間が変更になることもあります。</u> - 留意事項 : 浴場での洗濯は厳禁
送 迎 サ ー ビ ス	・施設サービスとして、下記時間帯で送迎を実施しています。 - 但し、事業者の都合で送迎できない日もあります。 【送迎時間】 ①9:30～ ②14:00～
健 康 管 理	・毎日血圧等測定が実施できるよう、全自動血圧計を設置しています。

相 談 及 び 援 助	・入居者及びその家族から、入居者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。
社 会 生 活 上 の 便 宜	・利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

8. 利用料金等について

(1)利用料金

別紙1 参照

(2)オプションサービスについて

別紙2 参照

(3)支払い方法

毎月、15日までに、前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払ください。
お支払方法は、銀行振込・銀行引き落としのいずれかとさせていただきます。

(4)食事代返金に係る規定

1	入院等で不在となる場合は、入院日より8日目から起算して食事代を返金するものとします。但し、7日前より入院日の申し出があった場合は、この限りではありません。
2	外泊について、7日間を越える外泊につき食事代を返金するものとします。但し、7日以内の外泊については、7日前よりの届け出があれば、この限りではありません。
3	入院継続については、1月以上の入院となる場合、翌月は入院日数に応じ、食事代を返金するものとします。
4	当月からの入居において、月初め1日に入居できなかった場合は、入居した日以前の日数分食事代について返金するものとします。
5	食事代1日あたりの単価は、 <u>864円</u> とします。

9. 施設利用にあたっての留意事項

来 訪 ・ 面 会	8時30分～20時00分が原則ですが、その他については事前にご連絡ください。
外 出 ・ 外 泊	外出及び外泊は、行き先名と住所・電話番号及び期間(時間)を事務所前にある所定の用紙に記入後をお願いします。
喫 煙	敷地内禁煙となりますので、喫煙はご遠慮願います。
迷 惑 行 為 等	金銭の貸し借りなどは原則的に禁止いたします。
動 物 飼 育	原則的にご遠慮願います。

10. 退居における判定基準

軽費老人ホーム・ケアハウス横尾における退居判定基準においては、下記に定める基準通りとなります。

(身体的)

(1) 入居期間中に厚生労働省が定める感染症分類1～5類の内1～4類に罹患した者

但し、担当医師が完治すると判断した場合や感染リスクが無いと判断した場合はこの限りない

※上記以外の感染症がある場合は都度担当医師等と相談する

(2) 重度の医療処置が必要になった者

(※重度の医療処置が必要で、訪問看護サービス等を組み入れたとしても、自己管理が必要な時間が発生し、自己管理が困難な方)

(3) 常時の介護が必要になった者

※認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上、障害高齢者の日常生活自立度がB1以上のいずれかに該当した時。また、起居動作において、常時介護が必要になった時

(4) 病気により1ヶ月以上の長期入院を要し、関係各所と相談した上で退院後、③(常時の介護を必要とする者)の状態である時

(精神的)

(5) 精神疾患より自己管理ができず、集団生活に支障をきたすと判断された時

(6) 認知症より日常生活に支障をきたし、且つ他入居者に迷惑行為が発生する等集団生活が困難であると判断された時

11. サービス内容に関する相談・苦情

担当	苦情受付窓口:全職員 苦情受付担当者:事業担当 若月 のぞみ 苦情解決責任者:施設長 本田 英美 電話番号:095-855-1151
苦情解決の流れ <u>別紙3 参照</u>	1、ご利用者・ご家族からの苦情は随時、全職員が受け付けます。 2、苦情を受けた職員は苦情受付担当者へ報告を行います。 3、苦情受付担当者は苦情を申し出た方へ苦情内容を確認し、話し合いによる解決、もしくは施設内苦情解決委員会の実施を行います。 4、施設内苦情解決委員会で解決できない場合、第三者委員立会いによる話し合い等実施し、苦情解決に努めます。 5、話し合いの内容・結果、苦情解決・改善までの経過と結果については、記録としてまとめ、苦情を申し出た方への報告及び全職員への通知を行います。
その他	1、ご意見箱をケアハウス横尾2階洗濯場前の談話室に設置しています。 2、当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受付けています。

12. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 本田 英美
-------------	-----------

(2) 必要に応じて成年後見制度の利用支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(6) 個別支援経計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

13. 身体拘束について

事業者は、身体拘束を行わないことを前提とします。

なお、緊急やむを得ない場合など、代替性がなく必要性が認められる際は、本人及び家族等への説明・同意のもと、早期解除を目指し必要最小限の範囲において行うものとします。

14. 緊急時・事故発生時の対応等について

(1) 緊急時・事故発生時の対応について

利用者に容態の急変があった場合、当該利用者の主治医へ速やかに連絡を行います。
また、容態の変化が急激かつ重篤な場合や不慮の事故発生等で緊急な対応が必要と判断した場合は、救急車を要請します。

(2) ご家族・関係機関への連絡について

利用者の容態の変化や不慮の事故等があった場合は、前項に示す医療的対応の他にご家族や関係機関等に速やかに連絡を行います。

(3) 協力医療機関

・社会医療法人 春回会 長崎北病院 ・小川歯科医院

15. 非常災害対応

(1) 災害時の対応

消防防火計画のもと自衛消防防災組織を中心に平常からの設備点検、防災上の指導を行い、適切な対応を行えるようにします。

(2) 防災設備

施設館内に熱感知器、煙感知器、スプリンクラー、防火扉、消火器、排煙窓、火災受信機等を設備しています。

(3)防災訓練等

避難訓練	年2回実施	
総合防災訓練	年1回実施	※消防署立会い
防犯訓練	年2回実施	
自然災害訓練	年1回実施	

(4)防火責任者

本田 英美

15. サービスの第三者評価の実施状況について

第三者の観点からの評価は行っていない。

＜事業者名＞ 社会福祉法人 平成会
軽費老人ホーム・ケアハウス横尾
＜住所＞ 〒852－8065
長崎市横尾3丁目26番2号
＜代表者名＞ 施設長 本田 英美 ⑩

重要事項説明書について、説明を致しました。 説明職員；

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【利用者】

＜氏名＞

【署名代行者】（利用者家族または代理人）

＜氏名＞

【身元引受人兼連帯保証人】

＜氏名＞

【身元保証人】

＜氏名＞

【連帯保証人】

＜氏名＞

軽費老人ホーム・ケアハウス横尾 料金表【別紙1】

(月額、単位：円)

	階層区分	利 用 料			
	対象収入	事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円 以下	10,000	46,940	25,000	81,940
2	1,500,001～1,600,000	13,000	46,940	25,000	84,940
3	1,600,001～1,700,000	16,000	46,940	25,000	87,940
4	1,700,001～1,800,000	19,000	46,940	25,000	90,940
5	1,800,001～1,900,000	22,000	46,940	25,000	93,940
6	1,900,001～2,000,000	25,000	46,940	25,000	96,940
7	2,000,001～2,100,000	30,000	46,940	25,000	101,940
8	2,100,001～2,200,000	35,000	46,940	25,000	106,940
9	2,200,001～2,300,000	40,000	46,940	25,000	111,940
10	2,300,001～2,400,000	45,000	46,940	25,000	116,940
11	2,400,001～2,500,000	50,000	46,940	25,000	121,940
12	2,500,001～2,600,000	57,000	46,940	25,000	128,940
13	2,600,001～2,700,000	64,000	46,940	25,000	135,940
14	2,700,001円以上	68,100	46,940	25,000	140,040

※ 夫婦の居室の事務費については、1階層の方は1名につき30%を控除します。

※ 対象収入による階層区分とは、前年の収入から必要経費（税金及び健康保険料及び医療費等）を差引いた額になります。

※ この他に、居室の電気料（※1料金算出根拠参照）水道料（月額1,640円）冬期加算（11月～3月まで）月2,150円を生活費に加算します。

※ 利用料については、法律改正により変更があります。

【※1電気代算出根拠】

電気料金の算出根拠は『①基本料金』+「②電力量料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金含む）」で算出となります。

①基本料金	
契約アンペア数	基本料金
30A	949円

②電力量料金			
電力量料金		再生可能エネルギー 発電促進賦課金	合計
電力消費量	1 kWhあたりの値段		
0～120kWh	18.28	3.45	21.73
120～300kWh	23.88	3.45	27.33
300kWh以上	26.88	3.45	29.01

(別紙2) ケアハウス横尾・オプションサービス

更新： 令和6年2月1日

内容	金額
通院付添い	1時間未満2,000円(15分増すごとに500円)
買い物付添(代行含む)	1時間:1,500円(30分増すごとに500円)
薬の受け取り	1回:1,000円(滑石・横尾エリアのみ)
洗濯(布団干し含む)	1回:1,000円(コインランドリー・洗剤は自己負担)
洗濯(取り込みのみ)	1回:500円
衣類整理(衣替え)	30分:1,000円
居室内清掃	30分:1,000円
居室配膳下膳(居室まで)	1回(配膳・下膳):200円
食堂配膳下膳(食堂自席まで)	1回(配膳・下膳):100円
入院準備支援	1回:500円(入院先まで持っていく場合、1,000円加算)

(税込み)

【オプションサービスについて】

- ・生活支援が必要な方は、基本的にご家族様又は介護保険サービスでの対応をお願い致します。
- ・介護保険未申請の方で継続して生活支援が必要と見込まれる方は、介護保険新規申請を勧めさせていただきます。
- ・自立の方や要支援・要介護認定を受けた方であって、介護保険上のケアプラン(居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画)に位置付かない支援が一時的に必要な場合には、別紙2の内容に限り対応致します。
- ・別紙2のケアハウス横尾・オプションサービスを希望された場合、対応職員の調整を致しますが、職員配置の都合等により希望に添えない場合がございます。ご了承下さい、
- ・料金表に記載がない支援は基本サービス提供することができませんが、適宜相談及び協議致します。
- ・オプションサービスの基本のサービス提供時間は9:00~16:00です。(居室配膳下膳・食堂配膳下膳を除く)

事業所名	軽費老人ホーム・ケアハウス横尾
------	-----------------

1. 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

苦情受付窓口：全職員

苦情受付担当者：若月 のぞみ

苦情解決責任者：本田 英美

連絡先 住所：〒852-8065 長崎市横尾3丁目26番2号

電話：095-855-1151 FAX：095-857-0773

苦情解決第三者委員

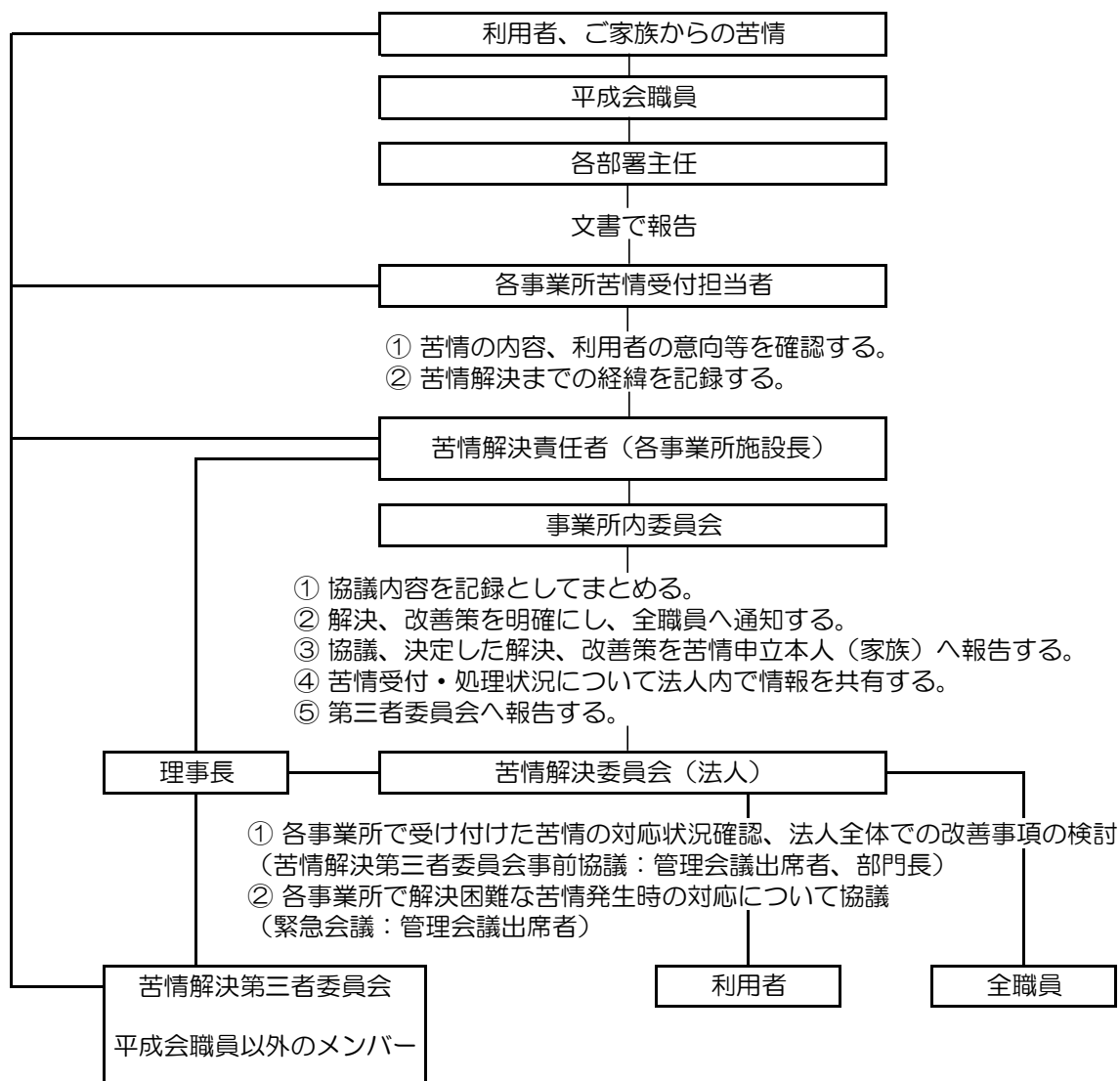
川田 愛子（民生委員・児童委員）

電話：095-857-6258

佐田 悦子（管理薬剤師）

電話：095-813-3444

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



3. 行政機関の窓口

長崎市 福祉部	高齢者すこやか支援課	095-829-1146
時津町役場	高齢者支援課	095-882-2211
長与町役場	介護保険課	095-883-1111
国民健康保険団体連合会	介護保険課	095-826-1599